

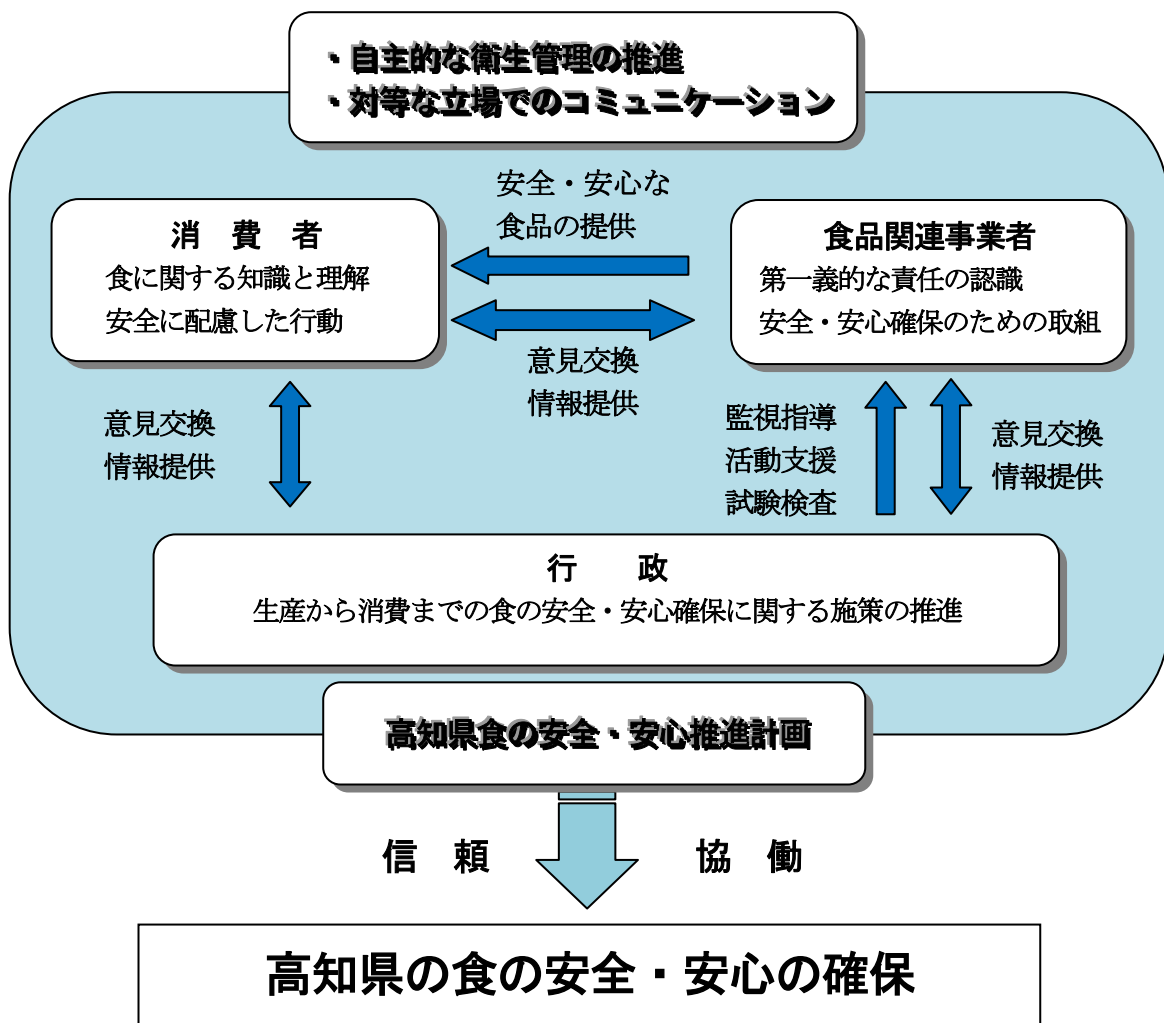
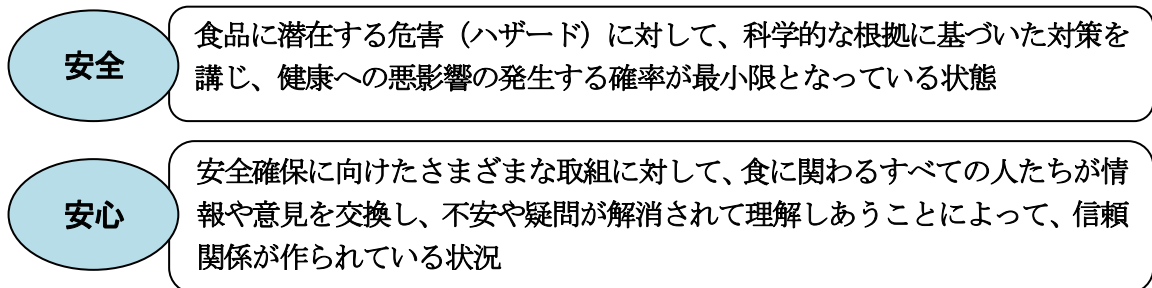
### 第3章 計画の概要

#### 1 基本的な考え方

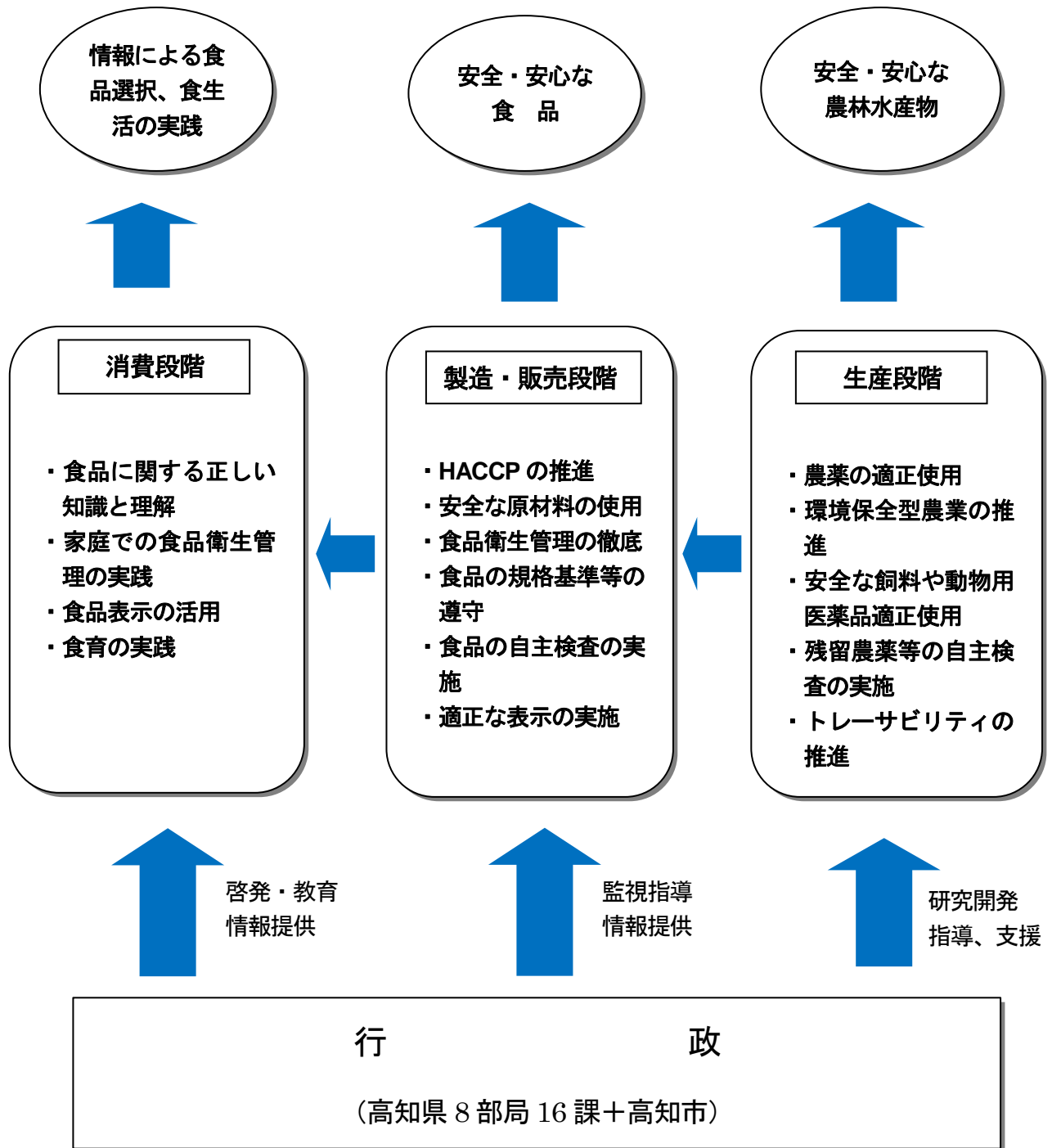
- ① 県民の健康の保護が最も重要であるという視点に立った食の安全・安心の確保
- ② 生産から消費までの一貫した食の安全・安心の確保
- ③ 行政、食品関連事業者、消費者等すべての関係者の相互理解と協働による食の安全・安心の確保

#### 2 食の安全・安心推進体制

##### 食の「安全」と「安心」とは



※ 行政の食の安全・安心確保に関する施策体制



### 3 計画を推進するための関係者の責務と役割

#### ① 行政の責務

行政は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

##### 行政の主な責務

- ◇ 生産から販売に至る一連の行程における食品関連事業者の指導・支援
- ◇ 残留農薬、食品添加物や食品の規格基準などの検査の実施
- ◇ HACCP 導入などの自主的な食品衛生管理の支援
- ◇ 適正な表示の監視・指導
- ◇ 認証制度の推進
- ◇ 食品についての相談、申出に対する適切な対応
- ◇ 食育、地産地消の推進
- ◇ 食の安全・安心に関する情報の収集と県民への提供
- ◇ 消費者、食品関連事業者とのリスクコミュニケーションの推進
- ◇ 危機管理体制の整備
- ◇ 調査研究の推進

#### ② 食品関連事業者（生産者・事業者等）の責務及び役割

食品関連事業者は、消費者に信頼される安全・安心な食品の生産・供給について第一義的責任を有していることを認識し、自主的に食の安全・安心の確保に取り組めます。

##### 食品関連事業者の主な責務及び役割

- ◇ 農薬や動物用医薬品、食品添加物などの適正な使用
- ◇ 環境への負担を軽減する農業の推進
- ◇ 農薬・動物用医薬品の出荷前残留検査の実施
- ◇ 生産履歴の記帳によるトレーサビリティの推進
- ◇ GAP、HACCP による自主衛生管理の推進
- ◇ 食品の自主検査の実施
- ◇ 安全な原材料の使用
- ◇ 食品の安全性の確保、衛生管理の徹底
- ◇ 適正な表示の実施
- ◇ 食の安全についての学習の実施
- ◇ 消費者、行政とのリスクコミュニケーションの推進

#### ③ 消費者の役割

消費者は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めます。

##### 消費者の主な役割

- ◇ 農林水産物の生産から流通に関する正しい理解
- ◇ 食品表示や安全情報の活用
- ◇ 家庭での食品衛生管理の実践
- ◇ 地産地消や食育の推進
- ◇ 食品関連事業者、行政とのリスクコミュニケーションへの参加

#### 4 第3次計画における重点取組

食の安全・安心を確保するため、第3期において次の4項目を重点取組としています。

##### ★ 環境保全型農業の推進 (IPM、GAP)

- ◆環境保全型農業を推進し、安全でより安心な農産物の生産・供給を促進します。
- ◆天敵利用や湿度制御による化学合成農薬の低減に、全国に先駆けて取り組んでいます。



土着天敵 タバコカスミカメ



病害防除のための湿度制御装置

##### ★ 高知県版 HACCP 認証制度の推進

- ◆自主衛生管理に取り組む食品関連事業者の HACCP 導入を推進し、高知県食品総合衛生管理認証制度（高知県版 HACCP）の認証取得を促していきます。
- ◆認証制度のブランド化と認証マークの普及をすすめ、消費者の関心を高めます。



食品関連事業者による自主衛生管理



認証マークの一例



##### ★ 食品表示に関する普及啓発

- ◆食品表示関係法令に基づき、適正な食品表示を推進します。
- ◆食品関連事業者及び消費者に対し、食品表示制度の普及啓発を行います。

##### ★ リスクコミュニケーションの推進

- ◆食品の安全性に関する情報を積極的に提供します。
- ◆意見交換によるリスクコミュニケーションを開催し、食の安全・安心に関して相互理解を深め、信頼関係の確立を目指します。



意見交換会の開催